

## 第6回南幌町農業委員会総会議事録

令和2年11月26日（木）午後1時30分より、生涯学習センター会議室において第6回南幌町農業委員会総会が開催された。

本日の出席者は次のとおり。

1	番	白	倉	和	英
2	番	立	川	久	彦
3	番	久	保	正	彦
4	番	江	郷		弘
5	番	南		則	之
6	番	青	木	義	春
7	番	高	島	茂	和
8	番	野	呂田	雄一	郎
9	番	上	野	勇	樹
10	番	山	田		浩
11	番	背	尾	裕	典
12	番	鍋	山	洋	一

欠席者



議長 これより、第6回南幌町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席者は12名でございます。  
ただちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名につきましては、会議規則第14条の規定により議長において指名いたします。11番 背尾 委員、1番 白倉 委員 以上ご両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定をいたします。お諮りいたします。

第6回南幌町農業委員会総会は、11月26日 本日1日限り  
といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって第6回南幌町農業委員会総会  
は、11月26日 本日1日限りと決しました。

日程第3 諸般報告を行います。事務局の説明を求めます。

事務局長 諸般報告。  
令和2年10月27日、第5回農業委員会総会を開催した。  
11月12日、南幌町都市計画審議会に会長出席した。  
20日、南幌町表彰審議会に会長・会長職務代理者出席した。  
以上でございます。

議長 諸般報告につきましては、只今事務局長朗読のとおりでござい  
ますので、報告済みといたします。

---

議長 日程第4 報告第1号 農業経営改善計画の認定についてを議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号 農業経営改善計画の認定について。  
南幌町長より、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定

により農業経営改善計画の認定した旨の通知があったので報告する。令和2年11月26日提出。南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第1号について説明いたします。農業経営改善計画の認定につきましては、1件でございます。

認定年月日は令和2年11月17日、有効期限が令和7年11月16日までとなっております。

認定番号2の11の1、住所は南〇線西〇番地、〇〇〇〇、再認定です。

認定農業者の経営体の総数につきましては、152経営体で、うち法人が15法人となります。以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第1号 農業経営改善計画の認定については報告済みといたします。

---

議長 **日程第5** 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について。

農地法第3条の3第1項の規定により、農地の権利取得の届出があったので報告する。令和2年11月26日提出。

南幌町農業員会会長名。

事務局 報告第2号について説明いたします。農地法第3条の3第1項の規定による届出につきましては、2件でございます。

1件目の権利を取得した者ですが、札幌市〇区〇〇〇〇条〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。恵庭市〇〇町〇丁目〇〇番地〇、〇〇〇〇。北広島市〇〇町〇丁目〇番地〇、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町字幌向原野〇〇〇〇番の〇、田で11,678㎡他計8筆ございまして39,625㎡となります。届出をした日ですが、令和2年10月〇〇日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

2件目の権利を取得した者ですが、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で41,786㎡他計19筆ございまして196,154.23㎡となります。届出をした日ですが、令和2年11月〇日となります。取得した事由は、所有者の死亡による相続となっております。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行ないます。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出については報告済みといたします。

---

議長 日程第6 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、賃貸借の合意解約した旨の通知があったので可否について意見を求める。令和2年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第1号について説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知につきましては、3件でございます。

初めに2件説明いたします。

1件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇の内、田で17,008㎡他計3筆ございまして、28,455㎡となり、

賃貸借の合意解約日は、令和2年11月10日でございます。

2件目の賃貸人は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で5,643㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年11月10日でございます。以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の1件目と2件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案の1件目と2件目は提案のとおり承認することに決しました。

3件目につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、立川委員の退席を求めます。立川委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、立川委員は退席する)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 3件目の賃貸人は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

賃借人が、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。

土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で21,439㎡他計6筆ございまして、124,121㎡となり、賃貸借の合意解約日は、令和2年11月10日でございます。以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、採決を行います。

お諮りいたします。議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の3件目については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本案の3件目については、提案のとおり承認することに決しました。

退席しております立川委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。

(暫時休憩し、立川委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

議 長 **日程第7** 議案第2号 買入協議の要請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号 買入協議の要請について。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき、買入申出があったので、同法第16条第1項の規定に基づき、買入協議の要請をしたいので審議願ひ、意見を求める。

令和2年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第2号について説明いたします。買入協議の要請につきましては、3件でございます。

1件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土

地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で  
18,303㎡他計3筆ございまして29,750㎡となります。

2件目の買入申出者は、南幌町〇町〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇。  
土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で  
5,643㎡となります。

3件目の買入申出者は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土  
地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇〇番の〇、田で425㎡  
他計6筆ございまして103,971㎡となります。

以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。  
お諮りいたします。議案第2号 買入協議の要請については提  
案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認するこ  
とに決しました。

---

議 長 **日程第8** 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に  
ついてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条第1項の規定により、許可申請があったので、可  
否の決定を求める。  
令和2年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして  
は、使用貸借によるものが1件、でございます。

貸主は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。借主は南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地につきましては、空知郡南幌町〇〇〇番の〇、田で4,981㎡他計13筆ございまして222,154㎡となります。

申請理由は、貸主が農業を継いでいる息子に経営面を移譲し、私は経営面からはずれたい。借主は父親の意を受けて、今後とも農業に専念したい。

別にお配りしている資料1の農地法第3条調査書により説明いたします。資料1をご覧ください。第2項第1号は借主の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する〇〇の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれることから該当しない。同項第2号は借主は〇〇であり該当しない。同項第3号は信託ではないので該当しない。同項第4号は借主は年220日農作業に従事していることから該当しない。同項第5号は農地の下限面積2ヘクタールを超えているので該当しない。同項第6号は使用貸借につき該当しない。同項第7号は周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられることから該当しない。なお、久保委員が、現地調査を行い、周辺の農地の利用状況、農薬など地域に影響をもたらす問題はないことを確認しております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。以上でございます。

議長 只今の説明に関連して、現地調査にあられた委員より補足説明があれば、お願いいたします。

3番 議長3番

議長 3番 久保委員

3番 経営移譲による使用貸借の件について、現地調査を行いました。が、周辺農地への影響等はないものと思われま。以上です。

議 長 事務局の説明及び委員からの補足説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りいたします。議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の使用貸借については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 **日程第9** 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

利用権の設定 整理番号2の11の1につきましては、農業委員会法第31条、議事参与の制限により、久保委員の退席を求めます。久保委員が退席するまでの間、暫時休憩とさせていただきます。

(暫時休憩し、久保委員は退席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。  
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により南幌町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求める。  
令和2年11月26日提出。南幌町農業委員会会長名。

事務局 議案第4号について説明いたします。農用地利用集積計画の決定につきましては、利用権の設定が5件でございます。

はじめに整理番号2の11の1について説明いたします。  
整理番号2の11の1の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。  
土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で25,057㎡他、  
計2筆ございまして、36,137㎡となります。利用権の期間  
ですが、令和〇年11月26日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法  
第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議 長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議 長 質疑がございませんので、これより採決を行います。お諮りい  
たします。議案第4号 農用地利用集積計画の決定 利用権設定  
整理番号2の11の1については、提案のとおり承認することに  
ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって整理番号2の11の1について  
は提案のとおり承認することに決しました。

退席しております久保委員が席に着くまでの間、暫時休憩とい  
たします。

(暫時休憩し、久保委員は着席する)

議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号2の11の2の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、  
〇〇〇〇。貸し手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。土地に  
つきましては、〇〇〇〇番の〇、田で21,439㎡他、計6筆  
ございまして、124,121㎡となります。利用権の期間です

が、令和〇年１１月２６日までの〇年間となります。

整理番号２の１１の３の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で４６，７７０㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年９月２４日までの〇年間となります。

整理番号２の１１の４の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、〇〇〇〇。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で３７，８９３㎡他、計２筆ございまして、４４，８７２㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年９月２４日までの〇年間となります。

整理番号２の１１の５の借り手は、南幌町南〇線西〇番地、〇〇〇〇。貸し手は、北海道農業公社。土地につきましては、〇〇〇〇番の〇、田で４，３６９㎡他、計２１筆ございまして、１７０，５９３㎡となります。利用権の期間ですが、令和〇年９月２４日までの〇年間となります。

以上集積計画の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしているものと考えます。

以上でございます。

議長 説明が終了しましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

議長 質疑がございませんので、これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第４号農用地利用集積計画の決定 利用権設定、整理番号２の１１の２から２の１１の５については、提案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって整理番号２の１１の２から２の１１の５については、提案のとおり承認することに決しました。

---

議 長 以上で本総会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。第6回南幌町農業委員会総会は、只今を以って閉会いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって第6回南幌町農業委員会総会は只今を以って閉会といたします。

(午後1時46分終了)

上記の通り相違ないので署名捺印する。

会 長

1 1 番

1 番